

[地域総合子ども家庭支援拠点整備の必要性]

加賀美 尤祥

1. 現状と課題

①一般子育て家庭の養育の現状

家族構造の縮小化、離婚の進行、ひとり親家庭の増加など、家族の養育機能の低下が顕著。こうした一方で、親の日中就労から親子関係の希薄化など子どもの発達課題の重篤化も進行しており、虐待防止のための支援を必要とする家庭が増大している。

②虐待通告相談件数の拡大増加と分離保護可能数の現状

保護できない児童は、通告の90%以上が元の家庭に戻されている。分離保護できない児童を在宅指導、見守りの名の下に元の家に戻しているが、ほとんど具体的支援ができないまま、再び通告の対象になったり、そのまま不適切な養育環境の中で成人し、その養育体験を次世代に引き継いだりしているのが現状。

③里親の現状と問題点～国の里親ガイドラインの策定、「社会的養護の課題と将来像」などにより急速に里親の拡大増加を進めているが、現状里親委託後の支援システムは充分整備されておらず、里親不調の急速な顕在化が予測される

④施設の地域化、小規模化に伴う支援

「社会的養護の課題と将来像」に基づく「家庭的養護の推進計画」により、小規模化、地域化を急速に拡大しようとしているが、その担い手（職員）の質・量的問題も相まって、グループホームの運営の問題から施設不調児の増加も危惧される。

2. 改革の要点

市町村を設置主体とし、民間機関と連携協働も可能にする。

一定の子ども人口圏毎に拠点を設置し、福祉、医療、保健、教育、司法等との連携による地域総合子ども家庭の支援センター（仮称）とする。

- ・職員、子ども家庭福祉士、FSW、CW、家事援助職員、保健師、保育士、心理担当職員、里親支援専門相談員、その他児童精神科医、嘱託弁護士などの配置、または連携が望まれる。

①一般子育て家庭養育相談・支援

発達相談、養育相談、発達診断、心理相談・面接、医学診断（クリニック併設）

②虐待を受けたが保護できない児童については、在宅措置（または通所措置）して公費負担を以て、自立支援計画に基づいた家庭訪問支援（養育支援、家事援助、ショートステイ、トワイライトステイ等）を実施する。

③里親、ファミリーホームへの支援センター機能

養育相談、訪問サービス、レスパイトサービス、里親サロン（里親交流支援）

④小規模施設（グループホーム）への支援～小規模グループホームのマネジメント
地域小規模施設、小規模グループケア等の養育相談、支援

3. 検討課題

- ・当該施設の経営運営財源と在宅措置に係る公費負担の問題
- ・現行制度上の児童家庭支援センターをどう活用できるか～現在ある児童家庭支援センターのほとんどが、児童養護施設附置型である。そのため、設置場所が偏在、または利便性に課題もある。さらに、基本的に現状の制度では予算規模からその機能は限定的である。
- ・平成 23 年 7 月「社会的養護の課題と将来像」策定の経過の中で、児童養護施設に標準装備化の課題に挙げられている、また、先の「子どもの貧困対策」で、児童家庭支援センターの拡大増加を提起しているなど。